

Provocative thought

ニュース・レター

Japanese Services Desk

Client Communication

Special Edition

2010年10月

- 資源税に関するリフォー
ム：政府との協議
のための骨子

pwc

*What would
you like to grow?*

Contents

1	The Policy Transition Group - Issues Paper Framework for Consultation : 政府との協議のための骨子	2
2	PwC の出版物	6
3	PwC Japanese Services Desk Contact List	7

1 The Policy Transition Group – Issues Paper Framework for Consultation : 政府との協議のための骨子

2010年10月1日、Policy Transition Group (“PTG” 以下“政策移行グループ”) は、提案済みの鉱物資源利用税 (Mineral Resource Rent Tax, “MRRT”) と現行の石油資源税 (Petroleum Resource Rent Tax “PRRT”) の適用範囲の拡大に関し、制度構築とその実行に関する主要論点及び検討事項をまとめたIssues Paper (討議報告書、以下「報告書」)を公表した。

この報告書の発表は、MRRTとPRRT拡張案の経済的インパクトを企業が分析できるように、フィナンシャルモデルの雛型も同時に添付している。報告書とフィナンシャルモデルの雛型は、2010年9月24日から開始される政府と業界との直接協議プログラムへの基本材料となる。政策移行グループは、企業ができる限りこのフィナンシャルモデルを使用し、資源税制改革がプロジェクトに及ぼし得る金額的影響を把握及び開示することを奨励している。利害関係者は、政策移行グループの協議セッションへの参加あるいは特定の論点を記載した意見提出を政策移行グループに対して行うことができる。意見提出は、政策移行グループから提供されたテンプレート及びガイドラインに沿って作成及び提出されるべきものであり、提出期限は2010年10月28日である。

主要事項のサマリー

報告書は、MRRT, PRRT拡張案及び検討中である探査活動奨励制度に関する主要事項を明らかにする目的で作成された。政策移行グループは、影響を受け得る関係者とできる限り直接的で実のある協議を行う必要があると繰り返し返しており、豪州政府への提案事項を積極的に進展していく姿勢をもっている。

報告書はまだ準備段階のものであり、記されているコメントは最終のものではない。しかしながら、いくつかの主要事項に関して、政策移行グループの意向や推奨するアプローチなどを明確に表している。

MRRT

- ❖ 報告書は、現在州政府が採用している生産権の概念を、MRRTにおける“プロジェクト”の境界の定義として用いる姿勢を示している。
- ❖ 政策移行グループは、MRRT下における“課税時点(taxing point)”の定義を資源のバリューチェーン(価値連鎖図)のステージを用いて定める意図を有しており、課税時点を一次粉砕とふるい分けの直後であって、精製や混合及び商品の輸送の前の段階とする姿勢を示している。
- ❖ MRRT上の収益を計算するにあたり、再販売価格基準法あるいは Residual Price 法など現行の移転価格の算定方法を用いる意向を示している。これらの方法は、基本概念を利用するアプローチ又はより規範的な方式を用いて法的に実現することが可能であると記載されている。
- ❖ MRRT上の損金算入費用は、現行のPRRT法の原則を基本として定義される意向である。ただし、費用の特有の性質などが異なり、またオペレーションも双方の法律下で多少異なることなどから、定義上ではいくつか異なる点が生じるだろうと記載されている。
- ❖ 探査費用発生時点と生産時点との間に相当な時間的ギャップがある、あるいは、プロジェクトが保守整備等の形態下にあるなど特定の場合には、標準レートである長期国債レート+7%ではなく、異なる又は特別な Interest Allowance レートを採用すると記している。廃棄費用やプロジェクトサイトの復興費用の超過分の還付なども検討されている。
- ❖ MRRT上の欠損金がある際には、同社内あるいは同グループ会社の持つMRRT上の利益へと移転し相殺すべきであると示唆している(欠損金を不適切に貯めアップリフトされていくのを防ぐため)。一方、プロジェクトの権益が移転される際には欠損金の移転を制限している(欠損金移転に法人税上の“株主継続テスト”の適用を検討)。
- ❖ 政策移行グループは、開始ベースの減価償却費損金算入と開始ベースの減価償却費損金算入から発生する欠損金を移転不可とする意向を表明している。
- ❖ プロジェクト資産の定義を複数のアプローチから検討し、プロジェクト資産が開始ベースを含むこと、また、移行期間中(2010年5月2日から2012年6月30日)の費用の取り扱いに関して、法的な代替案を明らかにせず概要をまとめている。
- ❖ 政策移行グループは、どのプロジェクト資産が開始ベースに含まれるべきかを決定することに関しガイドラインを提供している。いくつかの主要事項には、開始ベースの観点からのプロジェクトの定義、含まれ

るべき資産の性質、あるいは 2012 年 7 月 1 日までの間の資源の枯渇を原因として開始ベースの価値が減少されるべきか否か、などがある。

- ❖ 開始ベースの算定方法の選択に関しては、納税者の選択が資源税務申告を作成する際に反映されるやり方を提案しているが、デフォルトの方法も法律化する必要があるとされている(選択をしないあるいは省略する会社用に)。挙げられている 2 つのデフォルトの方法は、開始ベースの全てを喪失する方法か、開始ベースとして会計簿価を利用する方法 (utilizing the book value starting base method) である。
- ❖ 政策移行グループは、5 千万ドル(A\$50 million)の MRRT 非課税範囲ルールに関し、以下を含む多くのコメントを提供している:
 - 開始ベースや繰越欠損金を一切含まない、年間の資源利益のみをテストの対象とする。これはコンプライアンスコストを削減するが、基準値を超えるリスクを増大させる作用がある。
 - 5 千万ドルのテストを単一企業ではなく、企業グループレベルに適用する(関連企業やプロジェクトすべての MRRT 利益を年毎に合算)。欠損金移転に使用されている定義ではなく、小規模企業税制優遇措置に適用されている幅広いグルーピングの定義を使用する可能性がある。(意図的な租税回避に対しては租税回避防止規定が適用される)。
 - 基準値に関して、全か無かのアプローチではなく、フェーズアプローチが採用される可能性がある。
 - 州のロイヤルティから得る未使用のクレジットを繰り越すことによる便益と、MRRT 非課税範囲を満たす便益が同時に得られないようにする制限を提案している。

PRRT

- ❖ 政策移行グループは、現行 PRRT 法の基本概念を PRRT 拡張案が適用となる新プロジェクトにむけて大幅にぬり変える必要はないと示している。しかし、適用が必要となるエリアは説明しており、特にコンプライアンスコストと課税ベースの保全とのバランスを保つような提案は歓迎すると述べている。
- ❖ 政策移行グループは、現在 PRRT の解釈や運営に関して持たれている懸念に関し、特に積極的にここで取り扱う権限はないと考えている。本件に関しては、既に PRRT 対象となっている納税者や今後 PRRT 拡張案の対象となる納税者に影響を与える限りは、本件に関わらず取り組まれるべきであり、歴史的に連邦政府が対処するよう推奨されるべきである。
- ❖ オンショアの従来型石油ガスプロジェクトには現行 PRRT 法の“プロジェクト”の定義(州政府の生産権を境界とする概念を適用している定義)が適切であろうと提案している。報告書は、従来型でない石油ガスプロジェクト(炭層メタンを含む)は、特有の性質により、Combination Certificate (二つ以上の生産権を一本化し PRRT 上単一プロジェクトとして扱われる)プロセスをより広く採用する必要があるであろうと強調している。政策移行グループは、これに関し業界からの意見提案を要請している。
- ❖ 現行の PRRT 法の課税ポイントの定義に関するアプローチは幅広く、PRRT 拡張案にも適切に適用することができる提案している。一方で、現行の益金の算定が拡張 PRRT 法下で、オンショアの非従来型ガスプロジェクトに適用されるか否かに関し、業界からの意見提案を求めている。
- ❖ PRRT 上の損金算入可能費用に関しては、報告書では PRRT 拡張案に特有な事項に焦点をあてている。とりわけ、非従来型ガスプロジェクトに関する探査費用と一般プロジェクト費用の概要説明、土地へのアクセスや権利にかかる費用の取り扱いなどが強調されている。

炭層メタンガス業界には、探査が長期間にわたって行われる、あるいは、開発と同時進行するなど特有の特徴がある。PRRT法はこれらの特徴に対応できるよう修正されるべきであろう。所得税法下で存在する探査費用の取り扱いに関する前例などを考慮し、これらの事項を検討することが提案されている。

- ❖ 報告書には、PRRT 法に関して、州のロイヤルティの控除の取り扱いや、費用や欠損金の使用順序に関する修正を行う必要があると記載されている。同時に、未使用の州ロイヤルティは、一般プロジェクト費用に適用されているアップリフト率を用いて年次割増していくべきであると提案している。
- ❖ PRRT における開始ベースの取り扱いへのコメントは、上記の MRRT と同様であり、通常の PRRT 基本概念(年次割増しとプロジェクト費用の即時損金算入を含む基本概念)が優先されるべきであると提案している。
- ❖ 開始ベースを算出する方法の選択に関しても、MRRT に示されているコメントと同様であるが、簿価ベース方法の代替案として、現行の PRRT 法で採用されている費用認識と整合する Look Back 方法論に沿った方法を使う提案をしている。
- ❖ PRRT 法は、資本的支出と一般的支出の区別をしないため、2010 年 5 月 2 日から 2012 年 7 月 1 日までの期間に発生する新しい費用の取り扱いに関するコメントに関して明確化が必要とされる。PRRT 法下では、発生した費用が損金不算入のカテゴリーに入っていない限り、全てのプロジェクト関連費用は即時に損金算入される。

Exploration Incentives (探査活動奨励)

- ❖ 政策移行グループは、他に挙げている提案内で奨励策コストが相殺されるという条件で、将来の探査活動を促進する最良の方法も考慮しなくてはならない。
- ❖ 報告書は、探査活動が社会的に最適であるレベルを下回る際にのみ政府が探査活動に関し介入すべきであるとしているが、本件に関する結論は出されておらず、業界からの意見を要するであろう。
- ❖ 政策移行グループは、必要である場合、以下の4項目を探査活動を奨励するポリシーの選択肢として提案している：
 - 探査費用還付制度:これは以前に政府が Henry Review にレスポンスした際に発表された資源探査費用還付制度と同類であり、探査活動を行う会社にキャッシュフローの面で即時の便益を与えることになる。
 - 探査費用税額控除:これも上記の探査費用還付制度と類似しているが、連邦政府からの還付は会社が受けるのではなく、株主が受領する。つまり、配当インピュテーション制度の概念と類似している。
 - フロースルー株式スキーム:カナダで採用されているシステムと類似しており、会社の株主が株主の限界税率を用いて会社の探査費用の損金算入ベネフィットを受領する。
 - 税額軽減措置:現行の法人税下にある研究開発費用に関する税額軽減措置。
- ❖ 報告書は上記の選択肢に関し優先的な意見などは表していない。そのため、探査活動奨励に関する論点は、業界からの書面での意見提出の主題となるであろう。

フィナンシャルモデルの雛型の公開

政策移行グループは、報告書を補完する形でMRRTとPRRT用にそれぞれフィナンシャルモデルの雛型を公開した。これらのモデルは以下を目的としている:

- 利害関係者の資源税の基本概念に関する理解を助長する
- 業界からの意見を促進する
- 比較のための統一的な基礎を与える

政策移行グループは、フィナンシャルモデルの雛型は一般的かつ一定の前提を基にしたシンプルなものであり、最終的なスタンスやポリシーを表しているものではないと明記している。また、政策移行グループは、これらのモデルに関して、納税者が個々にモデリングを行う際の代用とするのではなく、各会社特有の事項を基により詳細なモデリングを行うことを期待している。

また、一般的なコメントとして、双方のモデルは資源税の計算に関する詳細を提供しているが、これらはプロジェクトの経済性に関する詳細情報の入力区分を提供するものではない(プロジェクト費用の詳細な区分など)。従って、雛形のカテゴリーに情報を入力するには、多大なる判断を必要とする(例として、幅広い費用カテゴリー内のそれぞれの平均経済耐用年数や、適切な費用を採鉱と精製に振り分けるなど)。

両モデルは詳細なガイドラインが付随されており、これらは、モデル使用の目的、モデルの主な特性や使用説明などが提供されている。

豪州PwCがお手伝いできること

豪州政府が資源にかかる税制改正を発表して以来、政府との協議に参加することを含め、PwCはクライアントがその変化に対応できるよう積極的に支援する役割を担ってきている。PwCは資源セクターの主要リーダーとして広範囲に及ぶ経験を携えており、資源税、移転価格、フィナンシャルモデルや監査等の専門家が、各企業のもつ特有の事項を考慮しながら資源税に関する税制改正が与える影響を分析し、関連事項や問題に対処できるようになっている。

我々は、下記の方法でクライアントが提案されている改正に対応できるよう支援している:

- 政府との協議に関するアドバイス(政府との協議への参加を含む)を行い、また正式な意見提出のサポートを行う。

- 報告書に記載されている事項の適用関係や解釈、立法趣旨及び資源税の基礎となるポリシーに関してアドバイスを行う。
- 各企業の属する業界、事業構造などに特有の論点に関してアドバイスを行う(課税時点の定義や特殊な費用の取り扱い、移転価格に関するアドバイスを含む)。また、各プロジェクトに合ったモデルを作成し、モデルの感度分析や資源税がプロジェクトの経済性に与える影響に関してアドバイスを行う。
- 開始ベースの適切な選択のため、市場価値の算定に関する専門的なアドバイスを提供する。
- 資源税導入により影響を受ける会計関連事項に関するアドバイスを行う(開示義務や会計システムの向上に関するアドバイスを含む)。
- 既存あるいは将来のプロジェクトの資源税に関するデューデリジェンス及びアドバイスを行う(進行中あるいは提案されている M&A に与える影響に関するアドバイスを含む)。

2 PwC の出版物



- アジアM&Aガイドブック

アジアにオーストラリアを加えた11の国と地域のM&Aマーケットの状況、投資規制環境、税制及び実務上の留意点を解説しています。



- Q&A/国際財務報告基準(IFRS)

IFRSに関する初歩的な事項をIFRSに関する初歩的な事項をQ&A形式でとりあげ、IFRSの会計処理やIFRS導入にかかるビジネス、プロセスへの影響など導入にあたっての留意点などを平易に解説しています。



- IFRS

国際会計基準で企業経営はこう変わる

IFRSによって変わりゆく今後の日本の企業経営を見据え、より多くの方にIFRSへの理解・関心をもってもらえるよう平易な表現でまとめた解説書です。



- Similarities and Differences 国際財務報告基準、米国基準および日本基準の比較(英語版・日本語版)



- オーストラリアにおける事業活動 入門ガイド 2010

Doing Business in Australiaの日本語版。オーストラリアで事業を行う際に通常検討が必要となる事項を扱っています。例: 法人の形態、オーストラリア証券取引所、事業移民、法人税、GST、雇用法等

PwC has a number of industry publications available upon request.

(当該記載内容及びPwC刊行物のお問い合わせについては当方の日本人アドバイザーまでご連絡ください。詳細は末章のコンタクトリストをご参照ください。)

3 PwC Japanese Services Desk Contact List

PwCは、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大のプロフェッショナルサービス組織です。

Japanese Services Deskは、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人専門家を中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関しての深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面からの業務の提供に従事させて頂いております。

画一的なサービスに留まらず、日本人専門家による業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様々に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本のPwCグループ(あらた監査法人、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、PwCアドバイザリー)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及びオーストラリアの双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築させて頂いております。

Sydney Office

Darling Park Tower 2
201 Sussex Street
Sydney, New South Wales 2000
Australia



Jason Hayes

(ジェイソン ヘイズ)
+61 (2) 8266 5208
jason.hayes@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Naoto Tanaka

(田中 直人)
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Hiroki Takehara

(竹原 広樹)
+61 (2) 8266 4020
hiroki.a.takehara@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Toru Aikawa

(会川 徹)
+61 (2) 8266 0462
toru.a.aikawa@au.pwc.com
M&Aアドバイザリー/業務改善等



Kenichiro Saida

(才田 健一郎)
+61 (2) 8266 3779
kenichiro.a.saida@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Rika Tamura

(田村 りか)
+61 (2) 8266 1639
rika.tamura@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Japan Desk Coordinator

Satoko Fujita

(藤田 聡子)
+61 (2) 8266 2874
satoko.fujita@au.pwc.com
税務・法務関連業務

Melbourne Office

Freshwater Place
Level 19
2 Southbank Boulevard
Southbank, Victoria 3006
Australia



Haruo Nire

(榎 晴雄)
+61 (3) 8603 3759
haruo.nire@au.pwc.com
非上場会社/在豪子会社等への
会計監査/税務/法務



Daisuke Shibata

(柴田 大輔)
+61 (3) 8603 5186
daisuke.a.shibata@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Masao Kamiyama

(神山 雅央)
+61 (3) 8603 4383
masao.kamiyama@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Norie Iwamoto

(岩本 展枝)
+61 (3) 8603 5693
norie.a.iwamoto@au.pwc.com
会計監査/内部統制等



Practice Administrator

Otone Sugawara

(菅原 音彌)
+61 (3) 8603 5363
otone.sugawara@au.pwc.com
法人アドバイザー及び組織改革
関連業務

Perth Office

QV1 Building
Levels 19-21
250 St Georges Terrace
Perth, WA 6000 Australia



Naoto Tanaka

(田中 直人)
+61 (2) 8266 7348
naoto.tanaka@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Naoko Mulgat

(マルガット 尚子)
+61 (8) 9238 3408
naoko.mulgat@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Daisuke Shibata

(柴田 大輔)
+61 (3) 8603 5186
daisuke.a.shibata@au.pwc.com
税務・法務関連業務



Yumiko Nakajima

(中嶋 由美子)
+61 (8) 9238 3151
yumiko.nakajima@au.pwc.com
税務・法務関連業務

pwc.com
pwc.com.au
pricewaterhousecoopers.co.jp

プライスウォーターハウスクーパース株式会社のご紹介

プライスウォーターハウスクーパース株式会社は、ディールアドバイザーとコンサルティングサービスを提供する国内最大規模のコンサルティングファームです。M&Aや事業再生・再編の専門家であるディールアドバイザー部門と経営戦略の策定から実行まで総合的に取り組むコンサルティング部門が連携し、クライアントにとって最適なソリューションを提供しています。世界151カ国16,300人以上のスタッフを有するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のネットワークを生かし、約1,600名のプロフェッショナルが企業の経営課題の解決を支援しています。

© 2010 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity

© PricewaterhouseCoopers. すべての権利はPricewaterhouseCoopersに帰属します。PricewaterhouseCoopersは、PricewaterhouseCoopers International Limitedのメンバーファームのネットワークのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

Disclaimer

These materials have been prepared by PricewaterhouseCoopers International Limited; the information is for general reference only. Information contained in these materials may not be current or accurate. These materials are not a substitute for reading any relevant accounting standard, professional pronouncement or guidance or any other relevant material. Specific company structure, facts and circumstances will have a material impact on the financial reports. No entity should undertake or refrain from any action based on the information in these materials; advice which is specific to your circumstances should always be sought from a professional adviser. No responsibility for any loss incurred as a result of reliance on these materials will be accepted by PricewaterhouseCoopers.

免責条項:この資料はPricewaterhouseCoopers International Limitedによって作成されたものであり、一般的な参考資料としてのみ用いられるべきものです。ここに含まれている情報は最新あるいは正確でない場合があります。関連した会計基準、公的専門機関による発表、ガイダンス、その他の関連資料の代わりになるものではありません。特定の法人形態、事実関係、状況が財務報告書に重要な影響を与えます。この資料に記載されている情報をもとに行為を起こしたりあるいは控えたりするべきではありません。御社の特有の状況に対するアドバイスを常に専門家から御入手下さい。PricewaterhouseCoopersはこの資料に依存した結果生じた損失に関して一切責任を負いません。

最終更新:2010年